

横浜国立大学研究推進機構機器分析評価センターの機器利用に関する約款

制定：令和 5 年 4 月 1 日

最近改定：令和 7 年 4 月 1 日

本約款は、国立大学法人横浜国立大学研究推進機構機器分析評価センター（以下「甲」という。）の分析機器及び関連設備等（以下「機器」という。）に関して、その利用を希望する学外の者が所属する事業者（以下、「乙」という。）と甲との基本的な合意事項を定めるものとする。

（契約の範囲）

第 1 条 本約款の各条項は、機器を使用した測定・分析・試験等から得られた加工品等の物品並びにデータ及び報告書等の書面又は電磁記録を取得すること（以下「機器利用」という。）を対象とする。また、機器利用に伴う技術相談及び技術指導の関連業務については、機器利用の範囲に含めるものとする。

（契約の成立）

第 2 条 機器利用に関する契約は、乙が本約款に定める事項を許諾のうえ、甲が指定する機器分析評価センター機器利用申請書（学外用）（以下「申請書」という。）により申請を行い、機器分析評価センター長（以下「センター長」という。）が承諾したときに成立するものとする。

2 甲は、申請書の記載事項に基づき、乙に所属する者を利用者として登録するものとし、その利用者は申請した利用開始日の当該年度末まで機器利用の資格を有するものとする。

3 機器利用の資格満了後の更新は期限日の 30 日前から受付できるものとし、該当翌年度の契約成立に適用するものとする。

4 申請書の記載事項については、契約の成否にかかわらず第 8 条の規定を適用するものとする。

（機器利用の形態）

第 3 条 甲は、利用者に対して機器利用を支援するため、各機器を担当する機器管理者を本約款で定める業務に当たらせるものとする。

2 機器管理者は、利用者自らが申請書に記載する機器を利用してデータ等を取得する形態（以下「自己測定」という。）及び甲の機器管理者が機器を操作してデータ等を提供する形態（以下「依頼測定」という。）として、その業務に対応するものとする。

（自己測定の利用条件）

第 4 条 自己測定を希望する利用者は、機器管理者が機器ごとに実施する講習会又は利用資格試験の少なくとも一方を自ら受講し、機器管理者から利用許諾を受けるものとする。

2 利用者が自己測定を遂行するにあたっては、各機器に定められた操作手順書又は指示書によって、機器管理者が指定する作業手順に従わなければならない。ただし、機器利用において異常を認めたときは、作業手順にかかわらず、直ちに当該機器の操作を中止するとともに、機器管理者に連絡しなければならない。

3 自己測定を希望する利用者は、原則として大学連携研究設備ネットワークを通じて機器の予約を行うものとする。ただし、甲と別に契約がある場合は、この限りではない。

4 自己測定に必要な講習会及び機器利用等の予約については、機器管理者が許可する日時及び時間帯でのみ利用できるものとする。また、機器管理者が各機器において個別に定めた一定期間内の時間上限

を超える予約はできないものとする。

5 自己測定利用者は、機器管理者の指定した場所以外に許可なく立入ることはできない。

（依頼測定の手続）

第5条 依頼測定は、機器管理者が申請書の範囲に従って行うものとする。

2 利用者が依頼測定の立ち合いを行う場合は、機器管理者の指定した場所以外に許可なく立入ることはできない。

3 依頼測定は、甲が発行する報告書を乙が受領することで完了したものとみなす。

4 機器の不測の故障、機器管理者の急病、又は天災等やむを得ない事由が生じた場合などにより予定期日内に測定できなくなった場合には、測定の延期又は中止について甲及び乙で協議し決定する。

（試料の提供・破棄）

第6条 乙は、測定等に必要の対象物及び申請書に記載した希望物品等（以下「試料」という。）を甲に持込又は提供することができる。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

(1) 試料が法律等に触れるものであり、甲で受け入れる手段がない場合

(2) 機器を破損する恐れがある場合

(3) センター長が受入れできないものと判断した場合

2 前項に関連し、試料の安全衛生上の注意、毒性又は薬理活性が公知の場合は、その情報を甲に開示するものとする。

3 当該の機器管理者は、測定等に用いた試料、測定等の為に調製した試料又は残余試料について、乙との協議により破棄又は乙へ返還する。

（対価）

第7条 甲は、機器利用に必要となる対価の見積又は価格表（以下「見積等」という。）を乙に提示し、対価の支払いについて双方が合意した上で機器利用を行う。

2 乙は、指定期間ごとに集計された利用実績に基づき、その対価を支払うものとする。

3 機器利用の途中で見積等が変更となる場合、甲は、変更した見積等を提示し、乙と合意の上で機器利用を行う。

4 前項に該当する場合を除き、依頼測定利用者の指示により、機器利用を途中で中止した場合、甲はその時点までに発生した対価について見積等を超えない範囲で提示し、乙はその対価を甲に支払うものとする。

5 機器利用が完了した後、甲がそのデータ等に対し不備又は誤りがあったと認めた場合、甲は、乙と協議の上、機器利用の再実施を行うものとする。

6 前項の機器利用が何らかの理由によって再実施できない場合、甲は、機器利用の対価を限度として賠償に応じるものとする。

7 機器利用が完了した後、乙の要望により機器利用の再実施をする場合は、本条の各規定にかかわらず、乙は、再実施に係る対価を別途甲に支払うものとする。

（秘密保持）

第8条 甲及び乙は、機器利用において相手側から開示される情報及び業務遂行上知りえた相手側の技術上・学問上・業務上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）について別途契約による相手側の同意なしに、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は除く。

- (1)相手側から知得する前にすでに公知であるもの
- (2)相手側から知得した後に自らの責によらず公知となったもの
- (3)相手側から知得する前にすでに自らが所有していたもので、かかる事実が立証できるもの
- (4)正当な権限を有する第三者から合法的な手段により秘密保持義務を伴うことなく取得したもの

2 自己測定によって得られたデータ等に含まれる秘密情報は、乙が管理又は破棄するものとし、甲はその責務を負わないものとする。

3 甲が依頼測定により得たデータ等に含まれる秘密情報を乙に提供した場合、その情報は乙に限り、甲の同意なしに第三者へ公開することができる。

4 甲は、依頼測定 of 乙から提供された試料について、依頼の範囲を超える分析をしないものとする。

5 法令の規定に基づいて開示を要求された秘密情報においては、当該機関への開示に限り第1項の規定に違反しないものとする。

6 甲及び乙は、秘密情報を機器利用の目的のみに使用するものとし、相手方の事前の書面による同意なしに、他の目的のために使用してはならないものとする。

(測定結果の保管)

第9条 甲は、報告書を乙に引き渡した時点をもって、測定結果の情報を保管せず、これを破棄できるものとする。ただし、第8条により別途に秘密保持契約を締結している場合を除く。

(損害賠償責任)

第10条 乙は、甲の機器又は建物等を滅失し、き損し、又は汚染したときは、その損害を賠償する責任を負う。ただし、自己測定利用者が第4条第2項で定義する機器利用を適正に行っていた場合を除く。

2 機器の不測の故障、天災等やむを得ない事由による測定の延期又は中止により乙に損害が生じた場合、乙は、甲にその損害を請求しないものとする。

(保証責任)

第11条 甲及び乙は、自らが提供する情報や試料の性能・品質・効果・評価結果等に関し、理由の如何を問わず、技術上・経済上・その他一切の事項についての保証責任を負わないものとする。

(輸出管理)

第12条 乙は、機器利用によって得られたデータ及び報告書等を利用するにあたり、「外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）」及びこれに関連する政省令等を遵守するものとする。

2 乙は、機器利用により取得したデータ及び報告書等を日本国外に輸出しない。

3 乙は、機器利用の結果等の技術情報を、直接的・間接的を問わず、軍事用途に使用しない。

4 日本国内居住者で、特定類型（「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成14年12月21日付け4貿易局492号）(3)サの①から③までをいう。）に該当する者は、利用者になることができない。

(利用の停止)

第13条 甲は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当該利用者の機器利用を停止することができる。

(1)本約款第4条各項及び第12条各項の禁止事項に違反があった場合

(2)機器利用の対価及び損害賠償の支払において遅滞があった場合

(3) その他、センター長が機器利用について不適切と判断した場合

(約款の改定)

第14条 甲は、本約款を随時改定できるものとする。

2 甲は、約款の改定前に変更の旨の掲示を行うものとする。

3 改定後の約款は、改定日以降に締結又は更新された契約に対して適用するものとする。

(協議)

第15条 本約款に定めない事項又は本約款の条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲及び乙は、誠意をもって協議し、これを処理する。